

令和5年度実施



福島市職員採用試験(第1期) 受 験 案 内

福島市役所総務部人事課

受付期間	令和5年4月28日(金)～ 令和5年5月26日(金)
第1次試験	一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報)以外 令和5年6月18日(日)・6月19日(月) ※6月19日(月)は、保育士のみ対象です。
	一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報) 6月1日(木)から6月18(日)までのうち受験者が選択する日時

試験職種、採用予定人員及び職務内容等の一例

	職種	採用予定人員	職務内容等の一例(本庁または出先機関)
大学卒程度	一般行政A (一般試験コース)	15名程度	一般行政事務の業務
	一般行政B (SPI試験コース)	2名程度	
	一般行政(農業)	2名程度	一般行政事務の業務 (農業施策の企画・立案、農産物の販売促進、農業用地の許認可業務ほか)
	一般行政(福祉)	2名程度	福祉に関する相談・支援(ケースワーク)、福祉施策の企画・立案等の業務
	一般行政(情報)	1名程度	ICTの活用、デジタル化の推進、庁内各種システムの運用、BPR実施等の業務
	建築A	1名程度	公共施設の建築工事の計画・設計、施工管理、市街地の整備・活性化、住宅政策等の業務
	電気A	2名程度	電気・設備工事等の設計、施工管理、公共施設内の電気・設備の維持管理等の業務
短大卒程度	化学	2名程度	大気汚染や水質汚濁等の防止に関する環境保全、廃棄物の適正処理、水質管理等の業務
	保健師	2名程度	市保健所等における保健指導、健康増進、感染症対策等の業務
社会人経験枠	保育士	7名程度	保育所等における保育又は幼児教育支援等の業務
	一般行政C	2名程度	一般行政事務の業務
	土木	1名程度	道路、橋梁、河川、公園などの土木工事の計画・設計・施工管理、都市計画・まちづくり、交通政策等の業務
	建築B	1名程度	公共施設の建築工事の計画・設計、施工管理、市街地の整備・活性化、住宅政策等の業務
	電気B	1名程度	電気・設備工事等の設計、施工管理、公共施設内の電気・設備の維持管理等の業務

※ 申し込みができるのは、1つの職種のみです。

※ 職務内容は一例です。一般行政A、一般行政B、一般行政C、一般行政(農業)、一般行政(福祉)、一般行政(情報)で採用された場合は、広く一般行政事務の業務に従事します。

1. 大学卒程度

職種	受験資格
一般行政A (一般試験コース)	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
一般行政B (SPI試験コース)	
一般行政(農業)	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)
一般行政(福祉)	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません) (2)社会福祉主事の任用資格を有する方又は令和6年3月末日までに社会福祉主事の任用資格を取得する見込の方</p> <p>社会福祉主事の任用資格を有するには、次のいずれかを満たすことを要します。 ①学校教育法に基づく大学において、社会福祉法により、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を3科目以上修めて卒業すること。 ②社会福祉法により、都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了すること。 ③社会福祉士又は精神保健福祉士の資格を有すること。 ※社会福祉主事任用資格の有無に関しては、必ず大学等の資格取得機関又は厚生労働省のホームページ「社会福祉主事任用資格の取得方法」で確認してください。</p>
一般行政(情報)	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません) (2)独立行政法人情報処理推進機構が実施する情報処理技術者試験のうち、次の試験区分のいずれかに合格した方</p> <p>基本情報技術者試験、応用情報技術者試験、ITストラテジスト試験、システムアーキテクト試験、プロジェクトマネージャ試験、ネットワークスペシャリスト試験、データベーススペシャリスト試験、ITサービスマネージャ試験、情報処理安全確保支援士試験</p>
建築A	<p>次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2)学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校又はこれに相当すると認められる学校等において職種に必要な専門課程を修めて卒業した方若しくは令和6年3月末日までに卒業見込の方</p>
電気A	<p>次の(1)~(3)のすべてに該当する方 (1)平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方 (2)学校教育法に規定する大学、短期大学、高等専門学校又はこれに相当すると認められる学校等において職種に必要な専門課程を修めて卒業した方若しくは令和6年3月末日までに卒業見込の方 (3)第三種電気主任技術者免状認定取得に係る学歴を有する方又は令和6年3月末日までに取得見込の方</p>
化学	平成5年4月2日から平成14年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません)

2. 短大卒程度

職種	受験資格
保健師	次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)平成5年4月2日以降に生まれた方 (2)保健師の免許を有する方又は令和5年度に実施される国家試験に合格し保健師の免許を取得する見込の方
保育士	次の(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)平成5年4月2日以降に生まれた方 (2)保育士の資格を有すること又は令和6年3月末日までに取得する見込みであること (3)幼稚園教諭普通免許状を有すること又は令和6年3月末日までに取得する見込みであること ※採用後、幼稚園・認定こども園に配属されることもあります。

3. 社会人経験枠

職種	受験資格
一般行政C	次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)昭和63年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません) (2)民間企業や公的機関での職務経験が連続して3年以上(※)の方
土木	次の(1)、(2)のいずれにも該当する方 (1)昭和58年4月2日から平成5年4月1日までに生まれた方(学歴は問いません) (2)民間企業や公的機関での土木関係の工事又は維持管理等の職務経験が連続して3年以上(※)の方
建築B	次の(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (2)一級建築士又は二級建築士の資格を有する方 (3)民間企業や公的機関での建築関係の職務経験が連続して3年以上(※)の方
電気B	次の(1)～(3)のすべてに該当する方 (1)昭和58年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (2)電気主任技術者免状(第一種、第二種、第三種のいずれか)を有する方 (3)民間企業や公的機関での電気関係の職務経験が連続して3年以上(※)の方

※社会人経験枠の受験資格について

- (1) 受験資格は、申し込み時点で満たしている必要があります。
- (2) 職務経験は、フルタイム勤務のものに限ります。(正規・非正規は問いません。)
- (3) 1か月以上の雇用中断期間等がある場合は、その前後の雇用期間は継続しているとみなしません。
- (4) 休業等(傷病、育児等)で実際に勤務しない期間が連続して3か月以上ある場合は、その期間を職務経験から除きます。(産前産後休暇の期間は通算します。)
- (5) 第1次試験合格後、所定の様式により在職証明を提出していただきます。

ただし、次のいずれかに該当する者は、受験できません。(欠格事項)

- (1) 日本国籍を有しない者(保健師を除く。)
- (2) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- (3) 福島市職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- (4) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

試験の期日及び会場

1. 第1次試験

(1)一般行政A、一般行政C、一般行政(農業)、一般行政(福祉)、土木、建築A・B、電気A・B、化学、保健師、保育士

種類	期日	場所	日程	合格発表
筆記試験	令和5年 6月18日 (日)	※1又は2のいずれか 1 福島市市民会館 (福島市霞町1-52) 2 福島市役所本庁 (福島市五老内町3-1)	午前9時20分 集合	令和5年7月3日(予定)に、 福島市ホームページに合格者 の受験番号を掲示します。また、 合格者には直接通知します。
実技試験 (保育士のみ)	令和5年 6月19日 (月)	福島市市民会館 (福島市霞町1-52)	6月18日の 筆記試験において お知らせします。	

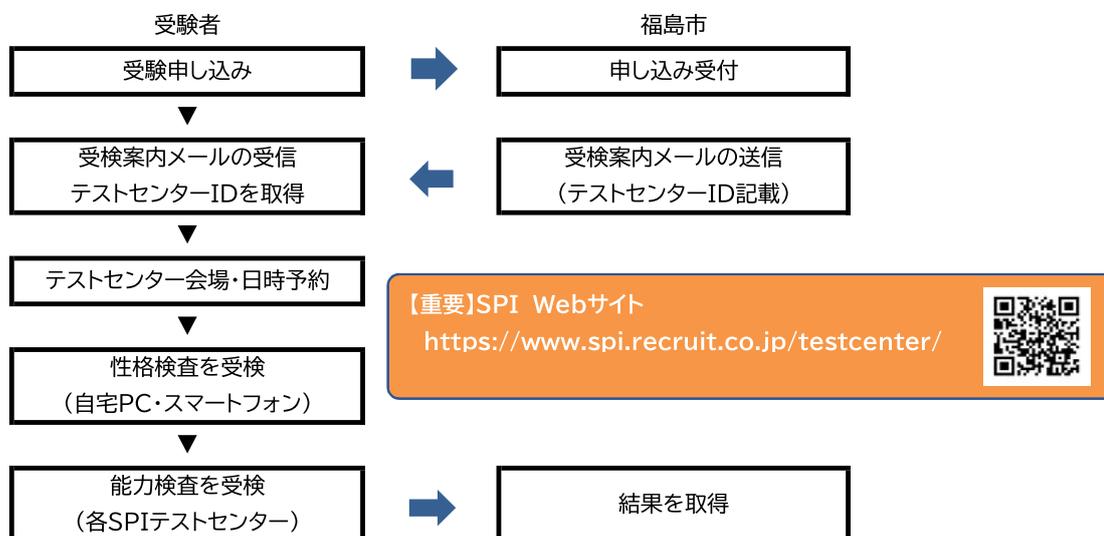
※6月18日の筆記試験会場は、6月7日(水)から6月9日(金)までに福島市ホームページ(市政情報>職員>職員採用のページ)に掲載する「受験番号及び試験会場一覧表」で必ず確認してください。

※筆記試験終了予定時間 ・一般行政A、一般行政(農業)、建築A、電気A、化学：午後3時15分頃
・一般行政(福祉)、保健師、保育士：午後2時45分頃
・一般行政C、土木、建築B、電気B：正午頃

(2)一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報)

6月18日(日)までに、各テストセンターにてSPI(性格検査、基礎能力検査)を受検してください。
SPI受検の流れは以下のとおりです。

- ①受験申込みをされた方へ、6月1日(木)までにSPIの受検案内メールをお送りします。
- ②受検案内メールの内容に従って、テストセンターの会場等を予約してください。



2. 第1次試験結果の閲覧

試験の不合格者については、本人の総合順位及び得点を閲覧することができます。
閲覧時期は合格発表後の7月10日(月)から8月9日(水)までの期間を予定しています。
閲覧を希望する場合は、本人確認ができるもの(運転免許証、学生証等公的身分証明書)を持参の上、
福島市総務部人事課(本庁舎4階)までお越しください。
なお、詳細は福島市ホームページへ掲載します。

3. 第2次試験

期日 令和5年7月22日(土)及び7月25日(火)～28日(金)のうち1日の計2日(予定)
場所 福島市市民会館、福島市役所本庁舎(予定)

※ 第1次試験の結果などにより、試験日の追加・場所の変更を行う可能性があります。

試験の方法及び内容

1. 第1次試験(筆記試験等)

(1)一般行政(SPI試験コースを除く)、一般行政(農業)、一般行政(福祉)、土木、建築、電気、化学、保健師、保育士

	試験種目	試験職種	出題分野
大学 卒程度・ 短大 卒程度	教養試験	共通	時事、社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理、資料解釈に関する能力等について出題します。
	専門試験	一般行政A	憲法、行政法、民法、経済学、財政学、社会政策、政治学、行政学及び国際関係から出題します。
		一般行政(農業)	栽培学、作物学、園芸学、育種遺伝学、植物病理学、昆虫学、土壤肥料学、植物生理学、畜産学及び農業経済学から出題します。
		一般行政(福祉)	社会福祉概論(社会保障及び介護を含む。)、社会学概論及び心理学概論から出題します。
		建築A	数学・物理、構造力学、材料学、環境原論、建築史、建築構造、建築計画(都市計画、建築法規を含む)、建築設備及び建築施工から出題します。
		電気A	数学・物理、電磁気学・電気回路、電気計測・制御、電気機器・電力工学、電子工学及び情報・通信工学から出題します。
		化学	数学・物理、物理化学、分析化学、無機化学・無機工業化学、有機化学・有機工業化学及び化学工学から出題します。
		保健師	公衆衛生看護学、疫学、保健統計学及び保健医療福祉行政論について出題します。
		保育士	社会福祉、子ども家庭福祉(社会的養護を含む)、保育の心理学、保育原理、保育内容及び子どもの保健について出題します。
	実技試験	保育士	必要な表現力について次の試験を行います。 1. ピアノと歌唱 課題曲1「みずあそび」(作詞:東くめ 作曲:滝廉太郎) 課題曲2「おばけなんてないさ」(作詞:槇みのり 作曲:峯陽) ・どちらかを選び、ピアノで伴奏しながら歌唱していただきます。 ・楽譜の使用は、会場に備えた楽譜もしくは持参した楽譜とします。 ・コードを使用する伴奏、移調も可とします。 ・前奏、間奏、後奏をつけても可とします。 2. 読み聞かせ 当日指定する絵本の読み聞かせをしていただきます。 ・導入の手遊び等は不要です。
社会人 経験者	職務基礎力試験	共通	社会的関心と理解について問う分野、言語的な能力を問う分野、論理的な思考力を問う分野の3分野について出題します。
	職務適応性検査	共通	社会人の職務・職場への適応性を性格傾向の面から検証します。

(2)一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報)

6月18日(日)までに、各テストセンターにてSPI3(性格検査、基礎能力検査)を受検してください。

2. 第2次試験

第1次試験合格者に対し、次により実施します。

- | | |
|--------------|---|
| (1) 口述試験 | 主として人物について、個別面接及びグループワークによる試験を行います。 |
| (2) 適性検査 | 職務遂行上必要な適性について検査を行います。
※一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報)は実施しません。 |
| (3) 論文(作文)試験 | 職員として必要な論理性、表現力等について論文試験を行います。
※保健師、保育士は作文試験となります。 |

3. 資格調査

第1次試験の合格者について、受験資格及び申込書類等の記載事項、その他について調査します。

受験手続及び受付

下表のとおり、インターネットからお申込みください。

インターネット利用環境が整っていない方は、5月18日(木)午後5時まで(土曜日及び日曜日を除く。)に、福島市人事課(024-525-3703)までお問い合わせください。

<p>申込方法</p>	<p>(1)「福島市オンライン申請システム」の利用者登録をする。 「福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用>【令和5年度実施】福島市職員採用試験(第1期)を実施します」のページから「福島市オンライン申請システム」にアクセスし、利用者登録を行ってください。 仮登録後、入力したメールアドレス宛てに本登録のための通知が送信されます。指定されたアドレスにアクセスすると登録完了となります。 ※(1)の利用者登録だけでは受験申込完了とはなりません。必ず次の(2)も行ってください。</p> <p>(2)「福島市オンライン申請システム」から申込データを入力、送信する。 「福島市オンライン申請システム」に再度アクセスし、「【令和5年度実施】福島市職員採用試験(第1期)申込フォーム」画面であることを確認の上、必要事項を入力し、送信してください。 ※申込データ送信後、登録したメールアドレスに申込完了のメールが送信され、受付番号が通知されますが、これは受験番号ではありません。受験番号については、下欄「受験番号」をご覧ください。 ※申込完了後の取り下げについては、福島市人事課(024-525-3703)へご連絡ください。 ※申込内容をよくご確認ください。不備がある場合、受験できないことがあります。</p>
<p>受付期間</p>	<p>令和5年4月28日(金)午前8時30分～令和5年5月26日(金)午後5時</p> <p>※受付期間内に正常に到達したものを有効な申し込みとします。通信機器障害等によりシステムが停止した場合でも同様ですので、十分余裕をもってお申し込みください。</p>
<p>受験番号</p>	<p>(1)申込受付期間終了後、6月1日(木)までに、登録したメールアドレスに審査完了のメールが送信されます。</p> <p>(2)審査完了のメールの受信を確認したら、「福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用>職員採用試験(第1期)にお申込みいただいた方へ」のページにアクセスし、受験番号を確認してください。</p>
<p>受験票の作成</p>	<p>一般行政(SPI試験コースを除く)、一般行政(農業)、一般行政(福祉)、土木、建築、電気、化学、保健師、保育士を受験する方は、次の手順で受験票を作成し、第1次試験受験日にお持ちください。</p> <p>(1)「福島市ホームページ>市政情報>職員>職員採用>職員採用試験(第1期)にお申込みいただいた方へ」のページにアクセスし、受験票をダウンロードしてください。</p> <p>(2)ダウンロードした受験票に、ホームページで確認した受験番号や試験会場等の必要事項を記入し、顔写真を貼ってください。</p> <p>※試験当日に受験票を忘れた場合、又は、受験票に顔写真が貼られていない場合は受験できませんのでご注意ください。 ※例年、受験番号の欄に申請時の受付番号を記入される例が多く見受けられます。必ず正しい受験番号を記入してください。</p>

※福島市職員採用のホームページアドレス

<https://www.city.fukushima.fukushima.jp/shise/shokuin/saiyo/index.html>



受験の際の注意事項

第1次試験 当日に持参 するもの等	<ul style="list-style-type: none"> ●6月18日(日) <ul style="list-style-type: none"> (1) 受験票(最近6ヶ月以内に撮影した本人の写真を所定の欄に貼ってください。) (2) HBの鉛筆、消ゴム、鉛筆削り、腕時計(時計機能のみの物に限ります。) (3) 昼食(必要な方のみ) ●6月19日(月)※保育士のみ ピアノ伴奏や絵本の読み聞かせがしやすい服装でお越しください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> (1) 第1次試験について(一般行政B(SPI試験コース)、一般行政(情報)を除く) <ul style="list-style-type: none"> ① 受験票を忘れた場合や、受験票に写真が貼られていない場合には受験できません。 ② 受験票は筆記試験会場にて回収します。必ず、写しをとるか、受験番号を控えるなどしておいてください。 (2) 申し込み後の受験職種の変更は認められません。 (3) 試験会場は敷地内禁煙です。 (4) 車イス等の使用の必要がある場合には、事前にご相談ください。

合格から採用まで

合格者は、試験職種ごとに作成される採用候補者名簿に登載され、令和6年4月1日に採用となります。

※欠員等の状況によっては、本人の意向を確認の上、前倒しで採用される場合があります。

※令和6年4月1日以降の欠員状況等によるため、名簿登載者全員が採用されるとは限りません。

※採用候補者名簿の有効期間は1年間です。

※受験資格として必要な資格免許を取得できなかった場合や、受験資格として必要な課程を修めて卒業できなかった場合には採用されません。

給与

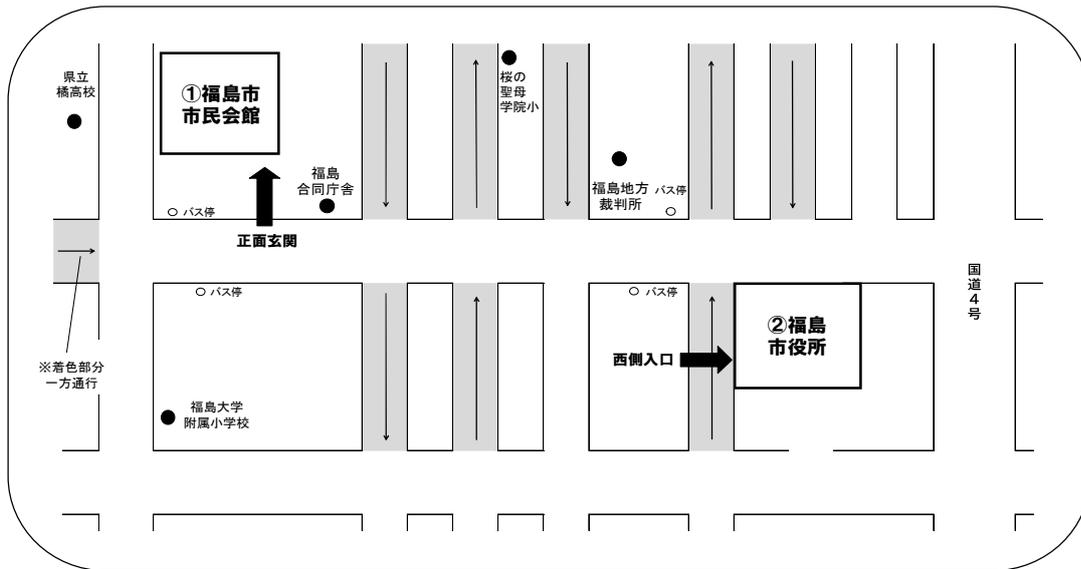
初任給は下表のとおり、学歴や職歴に応じて、一定の基準により支給されます。

社会人経験枠で採用された方や職務経験を有する方は、【参考例】のとおり、その経験に応じて給料が決定されます。

また、給料のほかに、福島市職員の給与に関する条例の定めるところにより、諸手当が支給されます。

(令和5年4月1日現在)

職種	新卒者の初任給	【参考例】 職務経験年数を4年 有する場合の初任給	【参考例】 職務経験年数を8年 有する場合の初任給
一般行政、土木、 建築、電気、化学	196,100円	217,000円程度	230,000円程度
保健師	196,100円	217,000円程度	230,000円程度
保育士	178,900円	208,000円程度	222,000円程度



最寄バス停 1・・・市内循環バス「附属小前」下車徒歩約1分

2・・・市内循環バス「市役所前」下車徒歩約1分

※両会場とも自家用車(バイク含む)での来場は、ご遠慮ください。



問い合わせ先

福島市役所総務部人事課

〒960-8601 福島市五老内町3番1号

TEL 024-535-1111(代表) 内線(2123)

TEL 024-525-3703(直通)